



福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



現状と計画のねらい

福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・死亡者：20人 ・死傷者(休業4日以上)：1,839人

- 働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。
- 就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

計画の目標

基本目標：① 死亡者数を**15%以上減少**

② 死傷者数(休業4日以上)を**5%以上減少**

個別目標：③ 建設業の死亡者数を**15%以上減少**

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を**15%以上減少**

④ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑤ 東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

⑥ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

⑦ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

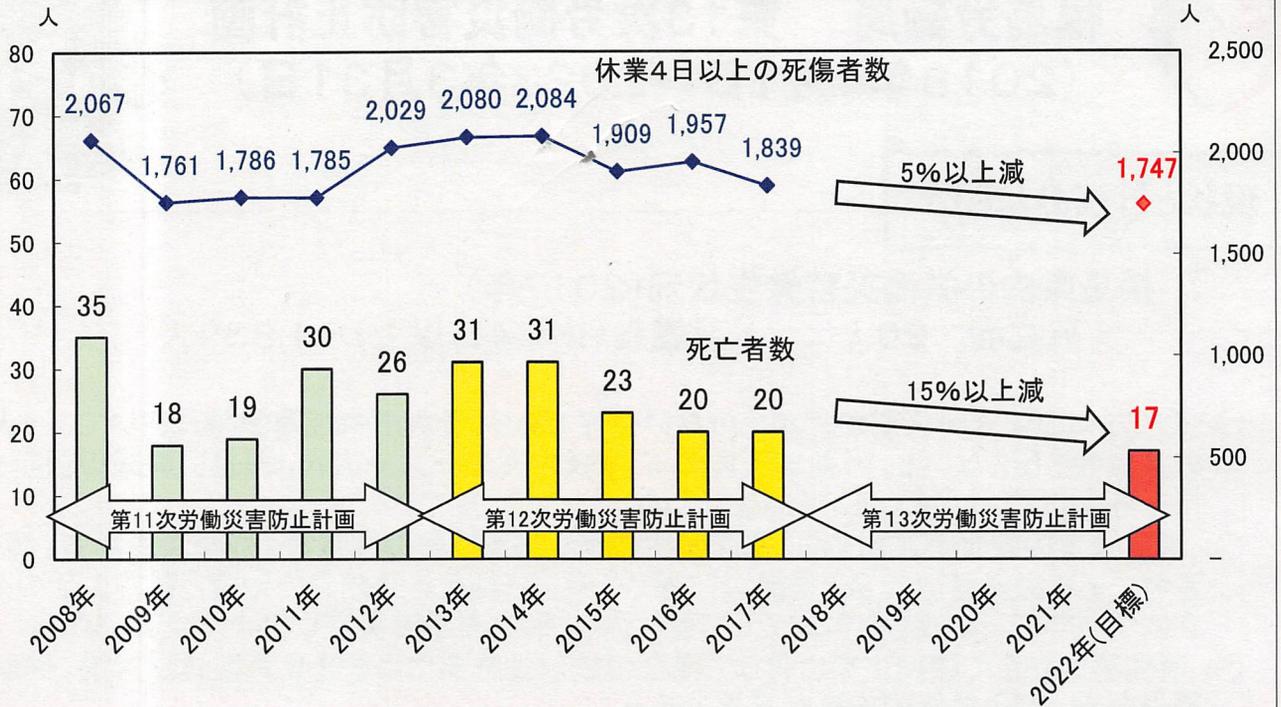
⑧ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

⑨ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

⑩ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑪ 職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を**5%以上減少**

福島県における労働災害発生状況と第13次労働災害防止計画の目標



計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間（～9月）
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間（1日～7日）、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間（1日～7日）
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間（～2月）

重点事項の具体的取組

(1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

- 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。
また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。
さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。
また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組ませる。

(2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。
- 製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。
- 林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。
- 「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。
- 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。
- 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。
- ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。
- 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

(4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- 陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- 福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね！」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。
- 介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。
- 日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。
- 交通労働災害防止対策を呼びかける。
- 派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。
- 外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。
- 障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。
- 化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。
- 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。
- 必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。
- 個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。
- 健康管理手帳制度の周知を行う。
- 事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。
- 第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。
- 労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。
- 労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。
- 登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

(8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。